

○司会 3人の先生方、どうもありがとうございました。そうしましたら、ここまでのところで、事実関係に関して何か聞いておきたいということがございましたら挙手してご発言いただきたいと思います。3人の先生方のうちどなたにとだけ言わせていただきますと助かります。

○会場1 私は、自治体職員の立場から板垣先生に質問させていただきます。行政の役割が、実際にやらなくても監督することで責任を果たせるというのはすごく勉強になりました。一方で、それが実務的にワークするかというのは心配な面もありまして、やっぱり引き継ぎをやっていないと監督もできないんじゃないかという議論があると思うんですけれども、そうじゃないんだと、海外ではワークするんだというような情報がありましたら教えていただければと思います。

○板垣 確におっしゃるとおり、建築確認における指定確認検査機関の制度などは、都道府県や政令指定都市などに置かれている建築主事が行う建築確認と、同じことを民間の企業、株式会社でも指定を受けることで指定確認検査機関となって、建築主事と同じように建築確認を行うことができるということになりました。この制度で、結局建築主事も指

定確認検査機関も同じように建築確認ができるということになると、よく言われているのは、指定確認検査機関の方が料金は高いのだけれども、その分早く建築確認は出してくれるといったようなかたちで、かなり市場では好まれているようで、7・8割を超えるかなりの割合が指定確認検査機関の方で建築確認の申請を処理していると言われてます。このことによって、建築主事のなり手がなくなっているということで、東京都などの大規模自治体ですと特に問題はないと思うのですが、建築主事を設置するはずの小規模な人口20万人ぐらいの市ですと、なかなか専門的な知識を持った方が建築主事になってくれない、あるいは、建築主事としてある程度年数がたつと、指定確認検査機関に引き抜かれてしまうといった問題があると言われていて、こうした専門的知識の不足という問題が深刻化しています。最終的には指定確認検査機関の指定も国土交通大臣や都道府県知事が行うということで、特定行政庁というのですが、特定行政庁の方の職員が指定確認検査機関の監督をしなければいけないのに、そのための知識というか、専門的な知見が不足しているのではないかということは、かなり心配事として出されています。ですから、ご懸念のとおり、諸外国でも、監督するには監督するための相応の知識が必要なのだが、民営

化、民間化によって、その監督のための知見が行政から構造的に失われてしまうというのは、一つの大きなネックとして指摘されていて、私の議論の中でも、どうしていけばよいのかということについては特段の明快な回答があるわけではありません。ただ、分野によるというふうには申し上げておきます。建築確認の分野などにおいては、かなり重要な問題として出てきているのですけれども、水道について言いますと、水道の事業委託というのは技術的な面、例えばメーターの検針であるとか、水道施設の点検であるといったような、技術的なところの大部分は、もう20年ぐらい前から包括的な業務委託で、民間事業者が行っておりますので、自治体の方に残さなければいけないノウハウは、事業全体の経営とか計画とか、そういった大所高所に立った方針の策定というものに、ほぼ限られてくるのではないかと私は思うのです。そのあたりは杉浦先生、東先生の方から伺ってもよろしいですか。

○会場2 地域モビリティのアドバイザーをしている者として、そこに引き付けて考えると、交通事業から公営企業でやられていたところが結構、コミバスにしろ、あれは一般行政部門でやることが多いということですが、東先生に質問なんですけれども、今回総務省の抜本的改革の方向性というところで、事業廃止、民営化、民間譲渡、広域化、民間活用と五つ挙げられているのですけれども、なぜそもそも公営企業でやるかという、特定の主体からある程度改修が可能であるから公営企業でやる、逆に言うと、道路とか図書館とか学校は改修不可能だから、一般行政の

部分で税金というかたちで費用を調達していきましょと、ただ、どの事業がどのカテゴリーにいるのかというのは、地域によって全然違うなと実感してまして、この中で一般行政部門、つまりその事業の社会的な便益を重視して、もっと広くあまねく負担をするというやり方も検討されているのかというのが1つ。

もう1つ、広域化という話でいうと、自治財政局の方では公営企業で広域化しましょという話があると思うんですけど、一般的な地方制度の話で議論が進んでいるのを見ると基本的に補完性の原理で、より近いところで行えることはやりましょという話も同時に地方制度審議会の議事録なんかを見ると進んでいると思います。だから、一見逆行するような総務省の中で議論が進んでいるような気もするのですけれども、それについて、実際はそうではないのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

○東 ありがとうございます。一般会計と公営企業会計というところの境目の話だったのかなと思います。そもそも公営企業とは何なのかというところに取れんするのかなと思うんですけれども、「公営企業法」ができた、あるいはその前身の「地方財政法」ができた、あるいはそのときの制定者の論考なんかを見ると、大きく3つの柱があるということになっています。1つは公共性の原則ということ、公共のためにあるんですよ、事業目的に公共性があるかどうか、あるいは将来にわたって継続的にサービスが提供できるかどうかというところを、ちゃんと満たしているものかどうかというのが1つ目の柱です。2つ目の柱

が、最小の費用で最大の効果を出しましょうという、いわゆる経済性の原則ということ、費用をできるだけ小さくしていきましょうという行為規範ですけれども、そういったところを掲げています。おそらく3つ目が非常に一般会計との間での差になるんですけれども、独立採算の原則というのがはっきりと書かれています。これは「地方財政法」でも「地方公営企業法」でも書かれているんですけれども、経営に伴う収入をもって費用に充てなさいということがはっきりと書かれています。ただ、その中で一般会計で負担すべきもの、他会計で負担すべきものについては、他会計で負担した上で独立採算してくださいねということになっています。そういう意味でいうと、下水道なんかでいうと、雨水はべつに利用者負担ではありませんので、そこは一般会計で負担してくださいねということになっているわけです。その一般会計で負担すべきところを除いて、ちゃんとその収入で費用がまかなえるかどうかというところをチェックして、それができるのであれば公営企業でやってくださいというのが、いまの現行法の体系になっているという中で、交通事業、それも地域によって需要と供給、特に需要の分かと思いますが、それはばらばらだと思います。その中で、自分のところはなかなか収入だけではまかなえないとなると、コミバスのような、一般会計でそれを負担するというこ

とが、当然の帰結として出てくるんだろうなと見えています。これはいま総務省の中で、これは公営企業課なのでそういったコミバスのことをあまり大々的に言っていないというだけであって、地域振興をつかさどっている、私がいま所属している地域力創造グループなんかでは、こういった住民のニーズを一般会計の中でどのように満たしていくのかといったところについての、いろいろな事例をご紹介させていただいて、そういう意味では両立するものなのかなと思っております。

もう1個の方は、広域化ということと、より住民に近いところでやっていくことと2つあるんじゃないかということだったと思います。これについては、本当にそれぞれの行政需要の性格によるということに尽きるのかなと思います。行政需要を満たすための、人、物、金、技術というものが、より広くないとなかなか調達できないという課題と、わりと地元にありますよ、地元でより顔の見えるところでやった方がニーズを満たせますよということ、結局そのサービスの供給の柔軟性と、サービスを供給するための資源の調達可能性といったところで、個々の事業ごと、また地域ごとに答えもおのずと変わってくるのかなと思います。一般的な回答になってしまいますけれども、それを個々に見ていくということになるのかなと思います。